

大阪市男女共同参画基本計画
～第2次大阪市男女きらめき計画～

2016～2020

男女共同参画について

男女共同参画とは？

「男女共同参画」の定義 「大阪市男女共同参画推進条例」第2条

男女が、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ共に責任を担うこと

男女共同参画を推進するための基本理念 「大阪市男女共同参画推進条例」第3条

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、男女が個人として能力を発揮する機会を確保するとともに、その他の男女の人権を尊重する。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮する。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、政策や方針の立案・決定に共同して参画する機会を確保する。

4 家庭生活における活動と他の活動との両立

家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援を受けながら、子育て・介護・その他の家庭生活での活動に家族の一員としての役割を果たし、職場や地域等における活動を行うことができるようにする。

5 男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮

男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠・出産等について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮する。

6 国際的協調

国際的取り組みと連携・協力して推進する。

大阪市がめざすべき男女共同参画社会（目標）

計画において、次に掲げる男女共同参画社会の実現をめざします。

★ 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野で活躍できる社会

★ 男女の人権が尊重され、安全に安心して暮らせる社会

★ 男女が社会の対等な構成員として、職場・家庭・地域などあらゆる分野の活動に参画する機会が均等に確保され、かつ、共に責任を担うことができる社会

大阪市男女共同参画基本計画～第2次大阪市男女きらめき計画～について

大阪市では、男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成15年1月に施行した「大阪市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画施策をより一層推進するため基本計画を策定します。

計画の性格

- ・「大阪市男女共同参画推進条例」第9条に基づく男女共同参画を推進するための総合的な計画であるとともに、平成26年～平成28年度の3年間、女性の活躍促進を重点的に取り組むために策定した「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」を継承する計画とします。
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する部分は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村推進計画として位置付けています。
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する部分は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく基本計画として位置付けています。

計画の期間 平成28年度～平成32年度

施策分野・施策の基本的方向と具体的取組み

めざすべき男女共同参画社会を実現するために、3つの施策分野を設定しています。また、施策分野ごとに、「現状と課題」を分析し、各課題に対応する「施策の基本的方向と具体的取組み」を記載しています。

成果指標（アウトカム）

計画の効果的な実施を図るため、施策分野ごとに成果指標を定めています。「成果指標」とは、それぞれの施策分野において掲げる具体的取組みを実施することにより実現をめざす達成水準を示しています。

重点的取組み

女性の活躍促進を、本計画期間において、重点的に取り組む課題・テーマとして位置づけ、女性の活躍促進の取組みのなかでも、大阪の現状や地域性をふまえ、とりわけ重要性・波及性の高い取組みを「重点的取組み」として設定し、集中的・効果的に推進を図ります。

計画の進捗管理（PDCAの推進）

計画の効果的な進捗を図るため、年度ごとにPDCAサイクルを推進します。

